

平成21年第3回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成21年9月11日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成21年9月11日	9時44分	議長	酒井恵明	
及び宣告	散会	平成21年9月11日	13時26分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 欠員1名	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大 山 勝 代	出	8番	林 博 文	出
	2番	重 松 一 徳	出	9番	大 山 軍 太	出
	3番	後 藤 信 八	出	10番	松 石 信 男	出
	4番	鳥 飼 勝 美	出	11番	原 三 夫	出
	5番	片 山 一 儀	出	12番	平 田 通 男	出
	6番	品 川 義 則	出	13番	池 田 実	出
				14番	酒 井 恵 明	出
会議録署名議員	13番	池 田 実	1番	大 山 勝 代		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 古 賀 初 美		(書記) 毛 利 博 司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 税務住民課長 健康福祉課長	小 森 純 一 松 隈 亞旗人 大 石 実 小 野 龍 雄 安 永 靖 文 岩 坂 唯 宜	こ ども 課 長 農 林 環 境 課 長 ま ち づ くり 推 進 課 長 会 計 管 理 者 教 育 学 習 課 長 代 表 監 査 委 員	内 山 敏 行 吉 浦 茂 樹 平 野 勉 高 木 英 文 毛 利 俊 治 濱 田 慧		
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告
日程第4	第42号議案	基山町まちづくり基本条例の制定について
日程第5	第43号議案	基山町まちづくり推進審議会条例の制定について
日程第6	第44号議案	基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について
日程第7	第45号議案	基山町国土利用計画審議会条例の一部改正について
日程第8	第46号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第9	第47号議案	基山町税条例の一部改正について
日程第10	第48号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第11	第49号議案	町道の路線の廃止について
日程第12	第50号議案	町道の路線の認定について
日程第13	第51号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第2号））
日程第14	第52号議案	平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）
日程第15	第53号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第16	第54号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第17	第55号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第18	第56号議案	平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第19	第57号議案	平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	第58号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	第59号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第22	第60号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 第61号議案 平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 報告第5号 平成20年度基山町財政健全化判断比率等の報告について

～ 午前 9 時44分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに平成21年第3回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、池田実議員と大山勝代議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より29日までの20日間（10ページで訂正）と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。町政報告を申し上げます。

本日は、平成21年第3回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町まちづくり基本条例の制定について、基山町まちづくり推進審議会条例の制定について、基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について、基山町国土利用計画審議会条例の一部改正について外3件、町道の路線の廃止について、町道の路線の認定について、

専決処分承認が1件、予算案件が平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）、平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）、平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）、それに平成20年度基山町一般会計歳入歳出決算の認定、平成20年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、平成20年度基山町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定、平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、平成20年度基山町下水道特別会計歳入歳出決算の認定等をお願いいたしております。

それでは、町政報告に入らせていただきます。

まず、7月24日から26日の大雨による被害についてでございます。

7月24日から26日にかけての総雨量は、役場の雨量計で355ミリメートルを計測し、26日に大きな被害をもたらしました。現在までに把握しております被害状況は次のとおりでございます。

避難者、4世帯14名。床下浸水、6戸。農地災害、被害報告41件、被害額51,000千円。農業用施設災害、被害報告11件、被害額22,000千円。林道災害、寺谷線48カ所、一の坂・河内線5カ所（全面通行止）、岩坪線11カ所（全面通行止）、鎌浦線2カ所（全面通行止）。林地崩壊3カ所（南谷、黒目牛、中園）でございます。町道災害26路線、法定外公共物（水路、里道）災害9路線。河川災害10カ所、土石流による災害1カ所、ため池災害1カ所。消防団の出動人員、団長以下80名。

ライフライン確保のため、土砂及び倒木の除去とりのり面補強、しゅんせつ等の応急復旧を行いました。

次に、選挙関係についてでございます。

8月30日に執行された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票率につきましては、小選挙区選出議員選挙78.18%、比例代表選出議員選挙78.18%、国民審査76.48%でした。

次に、消防関係についてでございます。

基山町消防団の夏季訓練を8月23日基山町営球場で行いました。ことしは、各部対抗による消防操法大会を実施し、女性部につきましても軽可搬ポンプ操法を披露いたしました。この訓練により、各部のポンプ操法の技術向上を図りました。

次に、防災関係でございます。

基山町洪水ハザードマップ作成業務委託につきましては、平成21年8月26日から平成22年3月19日までの期間で、株式会社ドミックアルファ佐賀営業所が2,110,500円で受託、履行いたしております。

次に、定額給付金についてでございます。

定額給付金につきましては、8月末現在で申請率98.43%（6,083世帯）、給付額273,772千円となっております。10月8日が最終申請日となります。また、定額給付金に絡んで、基山町商工会により4月28日に発行いたしました33,000千円のプレミアム商品券は、5月1日に完売いたしました。換金率は8月末現在、約85%となっております。換金の有効期限は、10月27日までとなっております。町内商店への効果は、多くの業種に分散し還元されているようでございます。

次に、NHKのど自慢についてでございます。

町制施行70周年記念事業として、NHKのど自慢が開催されました。6月13日の予選会には、各地から250組の出場があり、翌14日の生放送当日には、予選を勝ち抜いた20組の出場者と2名のゲストによる歌もあり、1,700名の観客で会場は大いに盛り上がりました。また、多くのボランティアの御協力もあり、成功裏に終えることができました。

次に、地籍調査事業についてでございます。

国土調査地籍測量業務委託につきましては、大字園部字立花ほか7字を平成21年8月4日から平成22年3月12日までの期間で、大正測量設計株式会社佐賀支店が10,815千円で受託、履行いたしております。

次に、商工関係についてでございます。

第22回きのくに祭りを町制施行70周年記念事業の一環として7月18日に行いました。天気にも恵まれ、多くの人出があり、にぎやかな中に終了することができました。

次に、環境美化活動についてでございます。

6月7日、町民の皆様の協力をいただき、県下一斉ふるさと美化活動が実施されました。各区で道路や公園等に散乱しているごみの清掃活動が行われ、当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ6,905キログラム、缶類240キログラム、瓶類65キログラム、ペットボトル65キログラム、不燃物ごみ470キログラム、合計7,745キログラムでございました。

次に、教育委員会関係についてでございます。

全国的に感染拡大が懸念されております新型インフルエンザの感染予防対策につきまして、9月1日より小・中学校で新学期が始まり、各校とも、うがい・手洗いを励行するとともに消毒液を配備し、感染予防に努めております。

基山小学校屋外運動場整備工事につきましては、平成21年6月16日から平成21年12月15日までの工期で、鳥飼建設株式会社が147,525千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は30%でございます。

基山小学校屋外倉庫等新築工事につきましては、平成21年7月16日から平成21年12月15日までの工期で、内山建設株式会社が26,355千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は5%でございます。

基山中学校体育館改修工事につきましては、平成21年6月17日から平成21年11月30日までの工期で、株式会社坂口組基山支店が23,625千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は25%でございます。

次に、家庭用浄化槽の設置補助についてでございます。

生活排水による河川の汚れを防ぐため、し尿と生活雑排水を合わせて処理する家庭用浄化槽の設置に補助金を交付しておりますが、6月3日から17日まで申請を受け付けましたところ、6基の申し込みがあり、補助枠内でしたので、全部の補助を決定いたしました。

なお、決定基数の内訳は、5人槽2基、7人槽3基、10人槽1基、合計6基でございます。

次に、道路改良事業についてでございます。

まち交工21補第1号桜町・伊勢山線道路改良工事につきましては、平成21年7月16日から平成21年11月16日までの工期で、大林道路株式会社佐賀営業所が19,845千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は70%でございます。

次に、下水道事業についてでございます。

まち交工21補第2号ニュータウン取付管工事につきましては、平成21年8月4日から平成21年10月30日までの工期で、古賀住宅設備株式会社が7,817,250円で請負、施工しております。現在の出来高は30%でございます。

次に、汚水管築造工事につきましては別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、寄附金の報告についてでございます。

基山町大字長野105番地3、鶴田勝美様より5月28日に30千円、基山町大字宮浦246番地25、

中村裕昭様より 6 月 23 日に 50 千円、基山町大字長野 539 番地、舟木官様より 6 月 26 日に 50 千円、基山町大字宮浦 931 番地 3、山下博司様より 7 月 7 日に 10 千円を、いずれも基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしております。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

提案理由説明に入ります前に、皆さん方におわびと訂正をお願いいたします。

先ほどの議長の言葉で、会期を本日より 29 日までの「20 日間」と申し上げましたが、控室で申し上げましたとおり「19 日間」でございますので、「19 日間」が正解でございますので、訂正とおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

日程第 4 ～ 24 第 42 号議案～第 61 号議案、報告第 5 号

議長（酒井恵明君）

日程第 4、第 42 号議案より日程第 23、第 61 号議案まで、及び日程第 24、報告第 5 号を一括議題といたします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第 42 号議案 基山町まちづくり基本条例の制定についてより順次提案理由の説明をいたします。

まず、第 42 号議案の提案理由でございます。

これからの基山町のまちづくりには、町民参加と協働が必要であると考えます。そのための意識の浸透とルールづくりを目的とした、基山町まちづくり基本条例を制定する必要性が生じたため、提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第 43 号議案 基山町まちづくり推進審議会条例の制定についてでございます。

提案理由は、基山町まちづくり基本条例の制定に伴い、これを機能させるため、基山町まちづくり推進審議会条例を制定する必要性が生じたため、提案をいたすものでございます。

これも、内容につきましては担当課長より補足説明をいたします。

第 44 号議案 基山町安全安心まちづくり推進条例の制定についてでございます。

提案理由、町、町民、事業者及び土地建物等所有者が一体となって、犯罪のない安全で安心な基山町の実現に取り組むことができるようにするため、基山町安全安心まちづくり推進

条例を制定する必要が生じたため、提案をいたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第45号議案 基山町国土利用計画審議会条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、二元代表制の目的と趣旨を考慮し、基山町国土利用計画審議会条例を改正する必要が生じたため、提案いたすものでございます。

内容につきましては、委員13名を10名に改め、町議会議員3名を削除するものでございます。

第46号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、国土利用計画策定のため、専門的知識を要する人材を確保すること及び基山町地域公共交通会議を設置するため、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものでございます。

内容につきましては、別表の国土利用計画審議会委員の項を国土利用計画審議会会長15千円、その他の委員5,700円に改め、別表行政改革懇談会委員の項の次に地域公共交通会議委員を加えるものでございます。

第47号議案 基山町税条例の一部改正についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）が成立し、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の創設等の改正が行われたことに伴い、基山町税条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第48号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、出産育児一時金の支給額を見直す健康保険法施行令の一部改正に伴い、基山町国民健康保険条例を改正する必要が生じたため、提案するものでございます。

内容につきましては、被保険者が、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出産育児一時金についての第4条の適用については、同条第1項中「350千円」とあるのは、「390千円」とするものでございます。

第49号議案 町道の路線の廃止について、第50号議案 町道の路線の認定についてでございます。

第49号議案については路線の廃止、第50号議案については路線の認定について提案するも

のでございます。

内容につきましては、地域住民の日常生活の安全と利便性の向上を図るために町道本桜・城の上線のバイパス道路を整備するため、関連する町道の起点、終点、町道名を変更するものでございます。

第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度基山町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

専決理由といたしまして、退職手当負担金の不足、衆議院議員選挙の公示及び大雨による災害発生に伴い、一般会計の予算に補正が急務であるため専決処分をいたしております。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算5,196,134千円に今回歳入歳出それぞれ305,457千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ5,501,591千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第53号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,561,820千円に今回歳入歳出それぞれ97,580千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,659,400千円にお願いするものでございます。

内容については、担当課長より補足説明をいたします。

第54号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算12,735千円に今回歳入歳出それぞれ979千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ13,714千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第55号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算178,920千円に今回歳入歳出それぞれ1,072千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ179,992千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第56号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算727,017千円に今回歳入歳出それぞれ24,267千円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ751,286千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第57号議案から第61号議案までにつきましては、平成20年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

別に平成20年度基山町一般会計、基山町国民健康保険特別会計、基山町老人保健特別会計、基山町後期高齢者医療特別会計、基山町下水道特別会計に係る主要な施策の成果の説明書を差し上げております。朗読いたしまして説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

一 般 会 計

平成20年度の基山町一般会計の決算に係る主要な成果について、その概要を報告いたします。

米国の証券会社リーマンブラザーズの経営破綻等を受け世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる危機に陥り、世界的な景気後退を受けて、我が国経済も外需面に加え、国内需要も停滞し、それに伴い雇用状況の悪化により完全失業率5.1%（年度末）と増加しており、国は住宅ローン減税等「国民生活の安全保障」と位置づけ追加経済対策を行いましたが、いまだに国民生活は大変厳しい状況が続いております。

このような経済状況の中で本町の財政は、歳入面では法人税等の減少により、町税は対前年度比1.5%の減となっておりますが、国庫支出金及び町債が対前年度比それぞれ85.7%、133.5%の増で、主な要因は基山小学校改築工事に伴うものでございます。

歳出面では、教育費が基山小学校校舎・共同調理場・プール新築工事が竣工し、対前年度比148.0%増、農林水産業費が魅力ある園芸農業確立対策事業等で44.8%増、民生費が障害者自立支援の扶助費増及び後期高齢者医療制度等により6.4%増、土木費は道路維持及び道路新設改良工事費等の減で31.6%減少となっております。限られた財源の重点的な配分と効果的運用を基本に各種事業の推進に努めました。

なお、平成20年度の決算の概要は、次のとおりでございます。

(1) 決算規模

平成20年度一般会計の決算は、

歳入 6,574,162千円（前年度5,440,870千円）

歳出 6,542,497千円（前年度5,290,941千円）で、前年度に比べてそれぞれ

歳入 1,133,292千円（20.8%）

歳出 1,251,556千円（23.7%）の増となっております。

(2) 決算収支

平成20年度の形式収支（歳入総額から歳出総額を差し引いた額）は、31,665千円で、実質収支額は3,623千円となっております。

また、平成20年度実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は、△97,402千円となっております。

歳入総額6,574,162千円、歳出総額6,542,497千円、形式収支額31,665千円、翌年度に繰り越すべき財源28,042千円、実質収支額3,623千円、前年度実質収支額101,025千円、単年度収支額△97,402千円、実質単年度収支額△97,076千円でございます。

なお、過去10年間の決算収支額の推移は次のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

平成20年度決算額を平成21年3月31日現在の人口1万8,092人で除すれば、1人当たりの歳入額は363千円、歳出額は362千円となります。

また、使用目的別に分類すれば次のとおりでございます。お目通しを願います。

1. 歳入

○ 町税の概要

平成20年度の町税の決算額は2,419,627千円で、前年度に比べ36,779千円の減収で、1.5%の減となっております。

主な原因は、主要税目のうち町民税については、法人町民税が景気低迷により対前年度比11.1%の減となっております。固定資産税は、償却資産の減に伴う課税標準額の減額より1.2%の減となっております。

なお、町税の歳入全体に占める割合は36.8%で、町税の各税目別の決算状況は次のとおりでございます。お目通しを願います。

(1) 町民税

町民税のうち、個人分の決算額は895,168千円で、前年度に比べ7,501千円の増収で、

対前年度比は0.8%の増となっております。

個人の町民税の納税義務者の構成については、次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思えます。

法人税の決算額は172,087千円で、前年度に比べ21,440千円の減で、対前年比は11.1%の減となっております。

法人の町民税の業態別税額構成は、次のとおりでございます。お目通しを願います。

(2) 固定資産税

決算額は1,212,163千円で、前年度に比べ15,408千円の減収となっております。その主な理由は、償却資産の減によるものです。

固定資産税の決算状況は、次のとおりでございます。お目通しを願います。

(3) 軽自動車税

決算額は31,191千円で、前年度に比べ445千円の増収となっております。その主な理由は、登録台数の増によるものでございます。

(4) 町たばこ税

決算額は107,679千円で、前年度に比べ7,834千円の減収となっております。

町たばこ税の決算状況は、次のとおりでございます。

(5) 入湯税

決算額は1,339千円で、前年度に比べ43千円の減収となっております。

入湯税の決算状況は、次のとおりでございます。お目通し願います。

○ 地方譲与税

決算額は74,755千円で、前年度に比べ2,796千円の減となっております。

内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

○ 利子割交付金

決算額は11,157千円で、前年度に比べ169千円の減となっております。

○ 配当割交付金

決算額は2,532千円で、前年に比べ4,472千円の減となっております。

○ 株式等譲渡所得割交付金

決算額は1,810千円で、前年度に比べ1,804千円の減となっております。

○ 地方消費税交付金

決算額は152,881千円で、前年度に比べ10,160千円の減となっております。

○ 自動車取得税交付金

決算額は24,131千円で、前年度に比べ3,383千円の減となっております。

○ 地方特例交付金

決算額は19,280千円で、前年度に比べ6,720千円の増となっております。

交付金の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

○ 地方交付税

決算額は885,837千円で、前年度に比べ81,003千円の増となっております。

地方交付税の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

○ 交通安全対策特別交付金

決算額は3,409千円で、前年度に比べて337千円の減となっております。

○ 分担金及び負担金

決算額は89,196千円で、前年度に比べ947千円の減となっております。

分担金及び負担金の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

○ 使用料及び手数料

決算額は119,650千円で、前年度に比べて5,689千円の増となっております。主な理由は、パーク&ライド事業に伴う土地使用料によるものでございます。

使用料及び手数料の内訳はごらんいただきたいと思います。

○ 国庫支出金

決算額は788,612千円で、前年度に比べて363,910千円の増となっております。主な理由は、基山小学校改築工事による安全・安心な学校づくり交付金の増によるものでございます。

国庫支出金の内訳は次のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

○ 県支出金

決算額は293,533千円で、前年度に比べて35,232千円の増となっております。主な理由は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金の増や選挙費委託金の減によるものでございます。

内訳はごらんいただきたいと思います。

○ 財産収入

決算額は7,200千円で、前年度に比べて2,494千円の減となっております。

内訳は、お目通しを願いたいと思います。

○ 寄附金

決算額は35,500千円で、今年度ふるさと応援基金に930千円の寄附がっております。

○ 繰入金

決算額は155,937千円で、前年度に比べて106,894千円の減となっております。主な理由は、公共施設整備基金繰入金、老人保健特別会計繰入金の減によるものでございます。

○ 繰越金

繰越金は、前年度の剰余金であります。繰越金100,956千円、遞次繰越金48,162千円、繰越明許費811千円となっております。

○ 諸収入

決算額は218,134千円で、前年度に比べて64,987千円の増となっております。主な理由は、基山町第4区福岡導水対策協議会返還金によるものでございます。

○ 町債

決算額は1,153,002千円で、前年度に比べて659,189千円の増となっております。この主な理由は、基山小学校改築工事に伴う義務教育施設整備事業債によるものでございます。

2. 歳 出

(1) 目的別歳出の状況

目的別歳出の決算額、構成比及び伸び率は以下のとおりでございます。お目通しを願います。

(2) 性質別歳出状況

性質別歳出の決算額、構成比及び伸び率は以下のとおりでございます。お目通し願います。

1. 総務費

○ 行政改革について

○ 基山町まちづくり基本条例策定について

○ 交通安全対策について

○ 地籍調査について

でございます。内容は記載のとおりでございます。

2. 民生費

- 社会福祉対策について
- 障害者福祉対策について
- 高齢者福祉対策について
- 後期高齢者医療対策について
- 児童福祉対策について
- 保育所費について
- ひとり親福祉対策について

でございます。内容についてはお目通しをお願いいたします。

3. 衛生費

- 乳幼児対策について
- 保健増進対策について
- 救急医療対策について
- 環境衛生費について
- 塵芥処理費について
- し尿処理費について
- 上水道施設費について

でございます。内容はお目通しを願いたいと思います。

4. 農林水産業費

- 農業委員会費について
- 農業振興費について
- 農地費について

ございまして、これもごらんいただきたいと思います。

5. 商工費

- 商工総務費について
- 観光費について

でございます。

6. 土木費

- 道路維持補修について
- 道路改良について

- 公園事業について
- 住宅管理について

内容はごらんいただきたいと思います。

7. 消防費

平成20年度の火災件数は、建物火災2件、車両火災1件の合計3件で、被害総額は335千円となっております、救急車の出動は495件となっております。

また、佐賀県消防操法大会が実施され、基山町消防団は、三神地区の代表として訓練礼式の部に出場いたしました。大会においては、猛練習の成果を遺憾なく発揮し、見事な演技を披露いたしております。

8. 教育費

- 教育総務費について
- 小学校費について
- 中学校費について
- 社会教育について
- 文化財保護について
- 歴史民俗資料図書館について
- 町民会館について
- 保健体育について
- 私立幼稚園就園奨励費について

でございますが、内容は記載のとおりでございます。お目通しを願います。

国民健康保険特別会計へ移ります。

平成20年度基山町国民健康保険特別会計決算に係る主要な施策の成果について、その概要を報告いたします。

医療制度改革により、平成20年4月から、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行いたしました。これまで医療費分から老人保健拠出金を出していたのにかえて、後期高齢者支援金分として区別することで、後期高齢者の医療費についての国保負担分が明確になりました。これに伴い国民健康保険税を改定いたしました。

一方、退職者医療制度の廃止によって、65歳以上の退職被保険者等は、前期高齢者として一般被保険者になりました。ただし、経過措置として、65歳未満の退職被保険者制度の対象者は、平成26年度まで継続をされます。

また、糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための特定健康診査及び特定保健指導の実施が保険者に義務づけられました。

このような制度改正の中、医療費については、1人当たりの金額の減少によって、年々増加していた額が、本年度は前年度に比べ31,705千円、2.9%の減となりました。また、老人保健拠出金等の減額によって、実質単年度収支は64,057千円の黒字となっております。

(1) 被保険者数（年度平均）の状況については次のとおりでございます。お目通しを願います。

(2) 財政の状況は次のとおりでございます。これもごらんいただきたいと思います。

平成20年度は実質単年度収支が64,057千円の黒字決算となっております。

なお、歳入歳出の主な内訳は次のとおりです。お目通しを願います。

(3) 保険給付費の状況は次のとおりでございます。お目通しをお願いいたします。

(4) 国民健康保険税の状況は次のとおりです。お目通しを願います。

それから、国民健康保険税現年課税分の1世帯及び1人当たりの調定額も表のとおりでございますので、お目通しを願います。

全国的に国保税の収納低下が問題になっている中、本町も、徴収率が高い75歳以上の納税者の方の後期高齢者医療制度への移行や、大不況と言われた状況のため、現年度の徴収率は95%を割り込んでしまいました。これまで以上に、税務住民課と納税相談を行うなどして、滞納者との接触の機会をふやしていきたいと思っております。国保税は、健全な事業運営を行う上で大事な収入源の1つとして大変重要でございますので、収納率の向上に今後とも努めてまいります。

(5) 保健事業の取り組みでございます。

平成20年度から特定健康診査、特定保健指導が保険者に義務づけられ、40歳から74歳の被保険者を対象に実施いたしました。本年度の受診率は36.6%となっております。平成24年度の受診率65%目標値達成のため、今後とも受診率向上を図ってまいります。

特定健康診査等・特定保健指導の状況は次のとおりでございます。お目通しを願います。

次に、老人保健特別会計。

高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年4月から施行されたことに伴い、老人保健制度は、平成20年3月分までの診療が対象になっております。平成20年度は、平成20年3月診療分と過誤調整等の支出を行いました。このため、平成20年度の歳入歳出は、前年度に比べ大幅な減となっております。

歳入歳出の内容は次のとおりです。お目通しを願います。

後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度は、「老人保健制度」にかわって創設された新しい医療制度で、平成20年4月から75歳以上と65歳以上で一定の障害のある方を対象として、県単位ですべての市町が加入する広域連合が主体となって運営し、広域連合では、被保険者の認定や保険料額の決定、医療給付などの制度の運営を行い、町は、申請や相談などの窓口業務、保険料の徴収などを行います。

広域連合の医療費の財源構成は、医療給付費の1割を保険料、4割を現役世代からの後期高齢者支援金、残りの5割を公費で賄うことになっております。

歳入の主なものは、保険料と一般会計からの繰入金で、繰入金の内訳は、保険料の軽減補てんの保険基盤安定負担金、広域連合の事務費分となっております。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金で、その内訳は保険料や保険基盤安定負担金の保険料等納付金と広域連合の事務費納付金が主なものです。

被保険者数は、65歳以上74歳未満が57名、75歳以上が1,748名の合計1,805名です。また、保険料収納率は、調定額128,828,100円、収納額128,435,600円で、99.69%になっております。

歳入歳出の内訳は次のとおりでございます。お目通しを願います。

下水道特別会計

平成20年度基山町下水道特別会計の決算に係る主要な成果について、その概要を報告いたします。

毎日の暮らしから出る汚水を集め、処理し、きれいにして流す下水道は、快適な生活に欠かせない公共施設です。

さらに、水辺の環境を良好な状態に保つためにも、下水道は重要な役割を果たしております。

本町公共下水道事業は、平成13年に供用開始し、計画的に整備を進めていますが、20年度末現在の整備状況は、事業認可区域255.8ヘクタールに対し、下水道整備済み区域は218.3ヘクタールで、認可区域内は85.3%の整備率となります。全体計画の554ヘクタールに対しては、39.4%の整備率となります。

また、行政人口に対して下水道を使える人口の比率である普及率は、公共下水道が57.7%、汚水処理施設が3.1%、合計では60.9%となっています。

整備済み区域のうち下水道に接続された水洗化率は、公共下水道が81.2%、汚水処理施設が100.0%、合計で82.2%となっております。

平成20年4月1日から、きやまニュータウン汚水処理施設がフレックスプランによる公共下水道事業処理場に認可されました。

平成20年度決算額は、歳入総額686,338千円、歳出総額675,685千円で、実質収支額は10,653千円となっています。

また、実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額は4,862千円となっています。

1. 歳入

歳入決算額を前年度と比較すると、98,110千円の減となっています。主な要因は、分担金は増になっておりますが、受益者負担金、国庫補助金、繰入金及び町債の減によるものです。

○ 分担金及び負担金

決算額は97,588千円で、前年度に比べて38,659千円の増となっています。主な要因は、本桜汚水処理施設移管に伴う分担金と公共下水道分担金の納入によるものです。

公共下水道受益者負担金の調定・収納状況は、次のとおりでございます。お目通しを願います。

○ 使用料及び手数料

公共下水道使用料現年度分は、調定件数1万6,724件、調定額120,319千円、収納率99.89%となっています。また、汚水処理施設使用料現年分は、調定件数1,303件、調定額7,730千円、

収納率99.92%となっています。

公共下水道使用料と汚水処理施設使用料の収納状況は次のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

- 国庫支出金
- 繰入金
- 諸収入
- 町債

については記載のとおりでございます。お目通しを願います。

2. 歳 出

歳出決算額を前年度と比較すると、102,973千円の減となっております。主な要因は、人件費と事業費の減によるものでございます。

- 総務費
- 公共下水道事業について
- 汚水処理施設事業について
- 公債費

は記載のとおりでございます。お目通しを願います。

以上が決算関係でございます。

次に、報告第5号 平成20年度基山町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。

健全化比率及び資金不足比率の審査を、8月21日基山町監査委員に審査を依頼し、8月27日に平成20年度財政健全化審査意見書の提出をいただいております。

内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項健全化判断比率の公表等についてでございます。

地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率——以下健全化判断比率と申します——並びに、その算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員に付し、その意見書を付して当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ当該健全化判断比率を公表しなければならないとなっておりますので、報告を申し上げるところです。

基山町実質赤字比率、赤字はございません。連結実質赤字比率、赤字はなし。実質公債費

比率14.4%、将来負担比率85.8%でございます。

また、法律第22条第1項資金不足比率の公表等についてでございますが、基山町は資金不足はございません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

提案理由の説明が終わりましたが、補足説明を求める前に11時まで休憩いたします。

～ 午前10時58分 休憩～

～ 午前11時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

これより担当課長の補足説明を求めます。

まず、第42号議案に対する補足説明を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

第42号議案 基山町まちづくり基本条例についての補足説明をさせていただきます。

本条例は、地方分権が進み、町民ニーズが多様化、高度化する現在、町の主体性を発揮するためには、町民と議会と行政の協働のまちづくりを確立することが欠かせません。そのためには、町民みずからが行政と協働し、まちづくりに参画する条例の制定が必要だと考えております。

議案第1ページの条例の策定につきましては、住民参加による条例策定を検討しまして、平成19年度に各分野の学習会やまちづくり町民会議を開催いたしまして、平成20年4月1日号の広報で一般公募によるまちづくり基本条例作業部会を立ち上げまして、条例素案づくりに取り組んでまいりました。

議案第1ページの前文につきましては、作業部会全員と事務局で何度も協議を重ねまして策定した町民発意によるものとして、その意図を示したものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第1条に目的を掲げまして、第2条で、本条例中に用いられております用語の中で重要でわかりにくいものを定義づけたものでございます。特に、まちづくりに参加できる町民の範囲として、住民のみならず基山町の事業所に勤務する者、それから基山町に在学する者、及び基山町内で活動する事業者その他の団体を含むことを定めています。これは少子・高齢化

社会の到来、環境問題への配慮、また、行政需要の広域化などの状況の中で地域社会の抱える課題やまちづくりを進めていくには、幅広い意見や考えを聞くことが必要であるとの認識からいたしております。

次に、第3条では、本条例の位置づけとしまして、本町まちづくりの最高規範といたしております。

次に、第4条から第8条につきましては、基本的な考えを述べさせていただいております。中でも、3ページの第7条の情報の共有に関しましては、議案資料で提示させていただいております、議案資料1ページの施行規則案の第2条から3ページの9条まで、情報を共有するための手法や公表すべき項目等を細かく条文化いたしております。

次に、議案3ページの第9条から4ページの13条では、町民や議会並びに町、それぞれの役割と責務を条文化いたしております。

次に、第14条で、まちづくりに関する施策や事業に関する提案を町に提出ができる町民提案制度を設けております。詳細につきましては、資料4ページの施行規則案第10条で提案の方法、第11条で提案の処理方法について規定をいたしております。

次に、議案4ページの第15条でまちづくり計画の策定について、それから第16条でまちづくり計画への支援等についてを設け、施行規則案の第12条でまちづくり計画を策定する団体の要件、第13条、14条で認定申請並びに認定について、6ページの15条で計画策定の支援に関する事、16条で計画の公表、17条で計画の支援に関する事、事務取扱を定めております。

次に、議案の5ページをお願いいたします。

条例第17条から19条では情報公開に関する事を定めまして、町の保有する情報の積極的な提供と予算の財政状況の公表を義務づけいたしております。

次に、条例第20条の協働の推進につきましては、町が実施すべき町民参加のまちづくりの方法を定めたものでございます。

資料の第7ページの施行規則第20条3項で、町の実施している事業で町民と協働で行える事業につきましては、協働化事業一覧表等を作成し、公表するようにいたしております。

次に、議案の5ページの条例第21条で重要な計画等への町民の参加、手続、22条で町民参加の方法を定めております。町が重要な計画や条例を定める場合は、町民の意見を求める旨を定めたものでございます。その方法としまして、(1)号から(5)号の手法を掲げております。

その詳細につきましては、施行規則第22条でパブリックコメントに関する事、それから23条で意見交換に関する事、第24条で町民ワークショップに関する事、第25条で審議会等に関する事、それから第26条でアンケート調査に関する事、それぞれの実施内容について定めております。

次に、議案の6ページをお願いいたします。

第23条では、住民投票について定めております。ここで、町民ではなく住民といたしました理由としまして、町民とした場合、基準となる数字、分母の確定数の確認が難しいことを考慮いたしまして、住民といたしております。

次に、第24条で行政評価について定めております。

それから、第25条のまちづくり推進審議会については、議案第43号の別条例にて条文化いたしております。

次に、7ページをお願いいたします。

第26条で条例の検討及び見直しについて、施行後4年を超えない期間で見直しの検討ができる旨を定めております。

附則で、本条例は平成22年4月1日からの施行と考えております。

どうぞ御審議いただき御議決賜りますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第43号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

続いて、第43号議案 基山町まちづくり推進審議会条例について補足説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

本条例は、第42号議案 基山町まちづくり基本条例第25条第4項の規定に基づきまして、基山町まちづくり推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものでございます。

審議会では、町より諮問のあった第2条中の1号から5号の事項につきまして調査及び審議していただき、答申をお願いするものでございます。

1号では、町より報告された町民参加と協働の実施状況についての効果及び評価。

2号では、前号の実施状況や評価を踏まえて、その推進策や改善策を審議いただきます。

3号では、認定に異議のあった場合に議論をお願いするものです。

4号では、まちづくりに関する提案等の採否の妥当性について議論をお願いするよういたしております。

5号では、条例の検討及び見直しについての議論をお願いいたします。

3条で、審議会委員は7名で組織し、学識経験者2名、公募による者を2名、町民活動団体関係者を1名、地域コミュニティ関係者1名、事業者1名を考えております。

3項で、委員の任期は4年としまして、再任されても2期までというふうに定めております。

第4条以降につきましては、他の審議会関係条例と類似した内容といたしております。

附則につきましては、本条例のまちづくり基本条例と同じ施行日の平成22年4月1日からといたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

次に、第44号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）

それでは、第44号議案 基山町安全安心まちづくり推進条例の制定について補足説明をいたします。

この条例は、本町に住む人にも、訪れる人にとっても、犯罪のない、安全で安心な基山町の実現のために、町、町民、事業者、土地所有者等が一体となって取り組むために、基山町安全安心まちづくり推進条例を制定する必要があるためをお願いするものでございます。

それでは、内容につきましては新旧対照表により説明をいたします。

議案資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

まず、今までございました基山町安全な町づくりに関する条例の全部を改正するものでございます。

第1条でございますけれども、町、町民、事業者及び土地建物等所有者の責務をそれぞれ明らかにすることにより、町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進することを目的にしております。

次に、12ページでございますが、第3条第1項第4号に、今回、暴力団の排除その他町民に不安を与える暴力行為の根絶に関することを掲げております。

次に、事業者の責務としまして第5条に掲げております。

次に、13ページでございますが、土地建物等所有者の責務として第6条に、自主的な地域安全活動に対する支援としまして第8条に、広報及び啓発として第9条に掲げて推進してまいりたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（酒井恵明君）

次に、議案第47号に対する担当課長の補足説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、第47号議案 基山町税条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

議案資料の18ページをお願いいたします。新旧対照表をつけているかと思しますので、よろしくお願いたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部改正によりまして、基山町税条例の改正をお願するところでございます。

なお、改正に当たりましては、準則に基づきましてお願をいたしているところでございます。

今回は、提案理由の中で申し上げましたとおり、個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除と長期譲渡所得に係る特別控除の創設に係るものが主なものでございます。

それでは、新旧対照表により説明を申し上げます。

まず、18ページでございます。第38条でございますが、これは専決でお願をいたしておりました公的年金の特別徴収に係る分の条文整理でございます。

続きまして、54条でございます。54条第1項第6号でございますが、これは農地法の改正によりまして、同法第87条の2第1項第1号が削除となりまして、第2号が第1号に繰り上げられたことによるものでございまして、税法上には何ら変更はございません。

続きまして、19ページでございます。以下附則でございますが、第7条の3の第3項につきましては、改正前で全文削除いたしておりますが、これにつきましては地方税法附則第5条の4第8号として整理をされたため、条例から削除をさせていただいております。

続きまして、一番下でございます。第7条の3の2第1項から、次のページの第3項まででございます。これは先ほどの借入金等の特別控除の分でございますが、これは所得税の住宅ローン控除の適用者で所得税から控除し切れなかった住宅借入金等控除額を住民税から控

除するというものでございます。特例の適用期間は、平成21年から平成25年までに入居した者で控除期間は10年間となっております。年最高97,500円までを住民税から控除するというもので、今回創設されたための改正でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。附則第16条の4、17条につきましては、先ほどの附則第7条の3の2の追加による条文整理でございます。

22ページが一番下の17条でございますが、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例ということでございますが、これは租税特別措置法が改正され、新しく第35条の2第1項として土地等の長期譲渡所得に係る特別控除が創設されたためでございます。内容といたしましては、個人が平成21年、22年に取得した土地を所有期間5年を経て譲渡した場合、10,000千円を特別控除として所得控除するという内容でございます。

続きまして、24ページ以降の第18条から28ページ20条までにつきましては、先ほど説明いたしました住宅借入金等特別控除の創設並びに租税特別措置法の改正による条文整理をお願いいたしているところでございます。

施行日につきましては、議案書の17ページに附則第1条として記載いたしておりますとおり、原則平成22年1月1日からでございますが、そのうち附則第7条の3第3項、第17条第1項及び17条の2第3項につきましては平成22年4月1日、附則20条の2第1項につきましては平成23年1月1日、第54条第6項につきましては施行の日からといたしておるところでございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で補足説明を終わります。

議長（酒井恵明君）

次に、第51号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

第51号議案 専決処分の承認を求めることについての補足説明をさせていただきます。

まず、事項別明細によりまして説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

歳入、17款1項2目．繰入金でございますけれども、財政調整基金繰入金として28,000千円の追加をお願いしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

2款1項1目．一般管理費でございますけれども、今回2,434千円の追加をお願いしてお

ります。これは、退職手当特別負担金で1人退職者が出たということでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。

2款4項3目、衆議院議員選挙費についてでございますけれども、今回74千円の追加をお願いしております。内訳としましては、燃料費の50千円の更正、それから通信運搬費21千円の追加、これは携帯電話のレンタル料でございます。それから手数料21千円の追加、これは投票用紙の計算機の追加2台――4台を当初計画しておりましたけど、6台ということで2台追加をしております。それから、投票所借り上げで58千円の追加をお願いしております。これは、夏に開催されたことによりまして冷房代が発生しましたので、そういったものになります。それから、機械借上料として24千円の追加、これは扇風機の6台分でございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思っております。

8款2項2目、道路新設改良費でございます。（「6ページですね」と呼ぶ者あり）あつ6ページです。済みません、申しわけございません、6ページでございます。これは箱町・麦尾線道路改良工事に伴う物件移転補償費で538千円の追加をお願いいたしております。これは電柱移転で2本分でございます。これにつきましては、基山小学校の屋外運動場整備工事に伴いまして道路改良工事が行われるということで、その電柱の移転費分でございます。

それから、11款1項2目、林業施設現年発生災害復旧費として今回3,800千円の追加をお願いしております。これは7月26日の大雨による災害の応急処置として、修繕料として800千円、林道災害土砂撤去手数料としまして3,000千円でございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思っております。

11款2項1目、公共土木施設現年発生災害復旧費で21,500千円の追加をお願いしております。これも7月26日の大雨による災害の応急処置によるものでございまして、修繕料として900千円、それからその他手数料、土砂運搬等でございますけど、それに関しまして12,500千円（「需用費の修繕料は9,000千円でしょう」と呼ぶ者あり）あつ済みません、申しわけございません、9,000千円、その他手数料につきまして12,500千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、14款1項1目でございますけれども、予備費348千円の更正で財源調整をお願いしております。（発言する者あり）346千円です、済みません。

以上、51号議案の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第52号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

第52号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

現計予算5,196,134千円に歳入歳出それぞれ305,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,501,591千円とするものでございます。

議案書の34ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございますけれども、防災対策事業債として4,400千円の追加をお願いいたしております。これは金丸の防火水槽の建設に伴うものでございます。今回、起債の採択がなったということで追加をお願いしております。

変更についてでございますけれども、まちづくり交付金事業債といたしまして、今回16,200千円の減ということでお願いをしております。これは事業量の減によるものでございます。

それから、臨時財政対策債で55,053千円の追加をお願いしております。これは額の確定によるものでございます。

それから、義務教育施設整備事業債でございますけれども、今回17,270千円の増をお願いいたしております。これは倉庫、便所等の建設用起債の増加によるものでございます。

それでは、事項別明細で説明をさせていただきたいと思います。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目。町民税でございますけれども、1目の個人町民税でございますけれども、均等割額が1,043千円の追加、それから所得割額が19,463千円の追加をお願いしております。主な理由としましては、当初95%の徴収率を98%としたものが主な理由でございます。

それから、法人税でございますけれども、今回、全体で5,317千円の更正をお願いしております。内訳としましては、均等割額が8,481千円の更正、それから法人税割額が3,164千円の追加ということです。主な原因としましては、全体で当初338法人を見込んでおりましたけれども、28法人が減となって310法人になったということが主な原因でございます。それと、法人税割額は当初95を98に徴収率のアップということでございます。

1款2項1目の固定資産税でございます。この主な理由としましては、徴収率95%を98%にした、それと償却資産の伸びがあったということで68,391千円の追加をお願いいたしております。

それから、1款3項1目の軽自動車税でございますけれども、今回2,275千円の追加をお願いしております。主な理由としましては、徴収率95%を98%、それと軽自動車が増ということが主な理由でございます。

それから、8款1項1目、地方特例交付金でございますけれども、今回8,423千円の追加をお願いしております。これは額の確定によるものでございます。

それから、8ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目、地方交付税、今回171,633千円の追加をお願いしております。これは額の確定によるものでございます。

それから、9ページをお開きいただきたいと思います。

11款1項1目、農林地崩壊防止事業分担金で1,000千円の追加をお願いいたしております。これは7月26日の大雨によるもので2件分でございます。

続きまして、10ページでございます。

11款2項1目、民生費負担金でございます。今回1,695千円の追加をお願いしております。内訳としましては、保育料現年度分で1,013千円、保育料の過年度分として682千円の追加でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

13款1項2目、衛生費国庫負担金でございますけれども、今回、保健事業費負担金として3,317千円の追加をお願いいたしております。これは子宮頸がん検診で、今回、20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、それと乳がん検診として40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の検診に伴うものでございます。

続きまして、14ページをお開きいただきたいと思います。

14款2項1目の総務費県補助金でございますけれども、地域交通支援モデル事業費補助金として今回2,600千円の追加をお願いしております。これは歳出のほうで出てきますけれども、デマンドタクシー試験運行委託料になるものでございます。県が3分の2以内の補助ということでございます。

それから、8目、災害復旧費県補助金でございます。本桜ため池災害復旧事業補助金としまして10,980千円の追加をお願いしております。これは7月26日の災害によるもの、堤の災害ということでございます。それから、農林地崩壊防止事業補助金として2,000千円の追加をお願いしております。これ先ほど言いました、分担金で申しましたように2件分ござい

ます。県の補助として2分の1でございます。

続きまして、17ページをお開きいただきたいと思います。

17款1項1目。減債基金繰入金として、今回30,000千円の更正をお願いいたしております。それから財政調整基金繰入金として57,000千円の更正、それから公共施設整備基金繰入金として52,000千円の更正をお願いしております。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

17款2項2目。後期高齢者医療特別会計繰入金として、今回1,073千円の追加をお願いいたしております。

それから、4目の国民健康保険特別会計繰入金として336千円の追加をお願いしております。

それから、続きまして19ページをお願いいたします。

18款1項1目。繰越金でございますけれども、今回11,378千円の更正をお願いいたしております。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

19款4項2目。教育費受託事業収入としまして、三ヶ敷遺跡発掘調査受託事業で2,500千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては温浴施設予定地のところの発掘調査の分でございます。

それから、4目の民生費受託事業収入でございますけれども、これは広域入所保育受託事業費として今回21,161千円の追加をお願いしております。これにつきましては当初6名で計上をしてございましたけど、38名になったということで、計の32名の増加ということで今回追加をお願いしております。

続きまして、21ページをお開きいただきたいと思います。

19款5項3目。雑入でございますけれども、まず、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金介護保険分の過年度返還金でございますけれども、今回10,691千円の追加をお願いしております。それから、自動車損害共済解約返戻金として14千円の追加をお願いしております。続きまして、市町村共済組合負担金過年度分返還金として千円の追加をお願いしております。それから、成年後見制度利用払戻金として77千円の追加をお願いしております。それから、基山中体育館改修工事に伴う電気料等で4千円の追加をお願いしております。それから、シンポジウム助成金で1,000千円の追加をお願いしております。これについては、今年度の2月6日

に子育てシンポジウムが町民会館で開催されますので、それに伴うものでございます。それから、行路病人、死亡人の返戻金として15千円の追加をお願いしております。

続きまして、22ページをお開きいただきたいと思っております。

土木債でございますけれども、まちづくり交付金事業としまして、先ほど御説明しましたように事業量の減ということで、今回16,200千円の更正をお願いしております。

それから、2目の消防債でございますけれども、今回4,400千円の追加をお願いしております。これは先ほど言いました金丸の防火水槽の分でございます。

それから、4目の臨時財政対策債の55,053千円の追加をお願いしております。これは額の確定によるものでございます。

それから、教育債としまして義務教育施設整備事業として17,200千円の追加をお願いしております。これも先ほど説明しましたように、倉庫とか便所等の建設に伴うものでございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきたいと思っております。

まず、24ページをお開きお願いいたします。

まず、2款1項1目でございますけれども、4節の共済費でございます。これは全般的にわたっておりますけれども、共済費で656千円の追加をお願いしております。これにつきましては、率が長期の基礎年金部分が1,000分の29.625が、平成21年の4月1日から1,000分の40.125に変わったことによるものでございます。上昇率としては1,000分の10.5でございます。それによりまして、今回、他のところもそういったことで共済費として出てきますのでよろしくお願いいたします。それから、8節の報償費でございますけれども、司法書士謝金として今回120千円の追加をお願いしております。これにつきましては法務相談等を行うときの謝金ということでございます。それから、13節の男女共同参画意識調査業務委託料として819千円の追加をお願いしております。これにつきましては現在アンケートをとっておりますので、その分析等に係るものでございます。それから、市町村共済組合に対する追加費用及び払込金として今回6,173千円の追加をお願いしております。これにつきましても、元来1,000分の44.3でありましたけれども、今回1,000分の55.3になったということで、1,000分の11上昇したということで今回お願いをしております。

続きまして、2目の文書管理費でございますけれども、例規データベース使用料として今回1,597千円の追加をお願いしております。これにつきましては例規集収録の更新データの

増に伴うものでございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

6目の企画費でございますけれども、地域公共交通会議委員報酬としまして200千円の追加をお願いしております。それから、一番下の13節、委託料でございますけれども、基幹系情報システム業務委託料としまして3,070千円の追加をお願いしております。これは固定資産、国保、コンビニ収納が新たに取り組みれることに伴うためのものでございます。

それから、26ページをお開きいただきたいと思います。

デマンドタクシー試験運行委託料として3,150千円の追加をお願いしております。これは歳入でお話ししたもので、タクシーの相乗り事業試験運行に係るものでございます。

それから、8目の財政調整基金積立金でございますけれども、今回53,000千円の追加をお願いしております。

それから、27ページをお開きいただきたいと思います。

2款2項1目13節、委託料の固定資産評価システム補正業務委託料で今回1,237千円の追加をお願いしております。これにつきましては、地籍調査とか分・合筆によりまして地籍図の補正を行うものでございます。それから、14節でございますけれども、機械借上料として4,913千円の更正をお願いしております。これは入札減によるものでございます。

それから、2目の23節、償還金利子及び割引料として、還付金として13,000千円の追加をお願いしております。これは法人税の分で24社分でございます。

30ページをお開きいただきたいと思います。

3款1項1目19節の通所サービス利用促進事業補助金で今回1,997千円の追加をお願いいたします。これは元来20年度までの事業でありましたが、今回21年から22年までの継続事業となったためをお願いをしております。それから、20節の地域生活支援事業費として2,012千円の追加をお願いしております。内訳としましては、日中一時支援事業費として457千円の追加、移動支援事業としまして1,555千円の追加をお願いしております。それから、障害者自立支援給付金として2,064千円の追加をお願いしております。これにつきましては介護給付費でございます。この事業も平成20年度まででございましたけれども、平成21年度から23年度の継続事業となったため、今回お願いをしております。

それから、2目の老人福祉費でございますけれども、老人ホーム入所措置費として1,541千円の追加をお願いしております。これは1名分でございます。それから、23節、介護保険

給付費返還金として4千円の追加をお願いしております。これは過年度分でございます。

続きまして、31ページをお開きいただきたいと思います。

3款2項1目、今回補正額として27,131千円の追加をお願いいたしております。これの主なものとしましては子育て応援特別支援によるものでございまして、19節の負担金補助及び交付金におきまして、子育て応援特別手当で14,436千円の追加をお願いしておりますけれども、これにつきましては365世帯、401人に36千円ということで今回追加をお願いいたしております。これにつきましては事務費等も入っております。関係するものは旅費、印刷製本費、口座振込手数料、申請等発送委託料、子育て応援特別手当システム改修委託料、機械借り上げ等、主なものとして含まれております。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思います。

4款1項1目でございますけれども、保健衛生総務費でございますけれども、今回1,295千円の追加をお願いしておりますけれども、主なものとしては歳入でもお話ししました、2月6日に行われる子育てシンポジウム委託料に関するものが主でございます。あれは100%の補助でございます。

4款1項4目13節．委託料でございますけれども、各種健（検）診委託料でございますけれども、これは今回2,537千円の追加をお願いしておりますけれども、これは先ほど歳入のほうでも言いましたように、子宮頸がんの検診、乳がん検診に伴うものでございます。

続きまして、37ページをお開きいただきたいと思います。

6款2項2目13節．委託料でございますけれども、美しい森林づくり基盤整備事業測量設計業務委託料としまして2,700千円の追加をお願いしております。それから、下に美しい森林づくり基盤整備工事としまして63,800千円の追加をお願いしております。これは美しい森林づくり基盤整備交付金事業によるものでございます。

続きまして、40ページをお開きいただきたいと思います。

8款2項1目．道路維持費でございますけれども、まず、13節の委託料で橋梁長寿命化修繕計画点検業務委託料としまして11,414千円の追加をお願いいたしております。それから、15節の工事請負費でございますけれども、町道補修工事といたしまして4,926千円の追加、これは片山橋の伸縮継ぎ手補修工事でございます。それから、町道舗装補修工事として30,000千円の追加をお願いしております。これにつきましては年の森・日渡線ほか2路線の舗装補修のものでございます。

それから、2目の道路新設改良費でございます。まず、13節の委託料についてでございますけれども、桜町・神の浦線測量設計業務委託料でございますけれども、今回10,782千円の更正をお願いしております。これと一番下の3番目の本桜・城の上線道路改良測量設計業務委託料というのは同じものでございます。名前も議案で出てきておりましたように、町道廃止、認定のところで町道名の変更によってこういう形になっております。額の変更としましては、当初まちづくり交付金で予定をしておりましたけれども、今回は道路局の補助事業ということでした関係上で額が変わっております。それから、高島団地内道路改良測量設計業務委託料として7,000千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、43ページをお開きいただきたいと思います。

8款4項1目。下水道特別会計繰出金で10,021千円の追加をお願いいたしております。それと、まちづくり交付金下水道特別会計繰出金として2,999千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、44ページをお開きいただきたいと思います。

8款5項1目。住宅管理費で15節の工事請負費でございますけれども、今回7,363千円の追加をお願いしております。これは町営住宅屋上防水改修工事でございますけれども、本桜RC1の屋上の防水改修工事でございます。

続きまして、47ページをお開きいただきたいと思います。

10款2項1目。光熱水費でございますけれども、今回3,650千円の追加をお願いしております。これは本年度の実績を踏まえて、電気料の追加をお願いするものでございます。

それから、修繕料として3,332千円の追加をお願いしております。主なものは自動火災報知機設備の取りかえ修理によるものでございます。それが主なものでございます。

続きまして、49ページをお開きいただきたいと思います。

10款4項3目でございますけれども、文化財保護費でございますけれども、13節の委託料としまして、これは歳入のほうでもありましたけれども、三ヶ敷遺跡調査空中写真撮影・測量委託料等で809千円の追加をお願いいたしております。上に上って7節の作業員賃金も、主なものとしてはそういった分が含まれております。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。

10款5項3目。学校給食センター費でございますけれども、2節の給料で2,033千円の更正をお願いいたしております。これは1人退職によるものでございます。それから、7節の

賃金で臨時雇い賃金として1,790千円の追加をお願いいたしております。それから、11節の需用費でございますけど、燃料費として1,812千円の追加をお願いしております。これについてはガス代の追加でございます。それから、光熱水費として6,380千円の更正をお願いいたしております。これは学校給食センターの電気料でございます。

続きまして、51ページをお開きいただきたいと思っております。

11款1項1目の13節. 委託料でございますけれども、本桜ため池災害復旧事業委託料としまして12,090千円の追加をお願いいたしております。災害によるものでございます。

それから、2目の13節. 委託料でございますけれども、農林地崩壊防止事業測量設計業務委託料として357千円、それから15節の工事請負費としまして3,846千円の追加をお願いしております。これは歳入でも言いましたように2件分でございます。

それから、52ページでございますけど、12款1項1目. 元金で、今回、財源内訳の変更をさせていただきます。

それから、53ページでございますけれども、13款2項1目でございますけれども、国県支出金返納金として3,782千円の追加をお願いしております。これは平成20年の決算分の精算によるものでございます。

それから、54ページでございますけれども、14款1項1目. 予備費でございますけれども、今回1,117千円の更正をお願いしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

担当課長による補足説明中でございますが、午後1時まで休憩いたします。

～ 午前11時59分 休憩 ～

～ 午後1時 再開 ～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

第53号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第53号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。

今回につきましては、歳入歳出それぞれ97,580千円の追加をお願いいたしております。

歳入につきましては、主に国民健康保険税の更正、それと繰越金の確定によります追加等が主なものでございます。

歳出につきましては、保険給付費の追加、そして繰越金の確定によりまして積立金を追加させていただけるのが主な内容でございます。

事項別明細書によりまして補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

国民健康保険税につきまして、今回更正を主にお願いいたしておりますが、理由につきましては、所得の確定に伴いまして調定額が減少いたしております。それと、被保険者の見込み数、当初予算からいたしまして見込み数が減少したということが主な原因によりまして、今回それぞれ一般被保険者、それから退職者関係の保険税の更正をお願いいたしております。

それから、5 ページをお願いいたします。

3 款の国庫支出金の国庫負担金でございますが、療養給付費負担金、これにつきましては歳出のほうで保険給付費のほうの追加をお願いしております関係上、療養給付費負担金等の追加ということでお願いいたしております。それから、2 節の過年度分につきましては、療養給付費等は概算で支給なされるところがありますので、前年度の精算によりまして、今回過年度分を追加させていただいております。

次のページをお願いいたします。

国庫補助金の財政調整交付金でございますが、特に特別調整交付金につきましては、今年度ヘルスアップ事業をまた事業として行いますが、額が確定いたしましたので追加をお願いいたしております。

それから、4 目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金、これにつきましては今回新たな計上をお願いいたしております。介護報酬の改定によりまして、これは介護従事者の処遇改善による会計でございますが、それに伴います介護保険料の上昇を抑制するということで、この交付金の新設がなされております。今回1,153千円の計上をお願いいたしております。

それから、9 ページをお願いいたします。

一般会計繰入金でございますが、これにつきましては主に人件費相当分でございます。

次のページをお願いいたします。

10款の繰越金でございます。これは、先ほど決算の成果で町長のほうからも説明がありましたが、昨年度の国民健康保険税の1人当たりの保険給付費が30,000千円程度減になっております。それと老人保健の拠出金、これが制度改正によりまして大幅に減少しておりますが、これにかわりまして後期高齢者支援金、それにつきましても見込みよりも少なかったということで、そういうのを合わせまして99,145千円の繰越金の大幅な追加ということでお願いいたしております。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

14ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費でございますが、これにつきましては3月から7月までの今年度の経過を見ておりますと、前年度よりも3,000千円程度上回っているということで、今後も伸びるのではないかと予測いたしております。それと、今盛んに問題になっております新型インフルエンザ、これが今後はやってくるのではないかとということも勘案いたしまして、今回38,646千円の追加をお願いいたしております。

次のページでございますが、高額療養費についても同じような関係で追加をお願いいたしております。

それから、ずっと飛びまして19ページをお願いいたします。

19ページ、8款、保健事業関係でございますが、これは歳入でも申し上げましたが、ヘルスアップ事業を行うということで今回事業をお願いいたしております。ヘルスアップの事業につきましては、特定健診を行っておりますが、その健診の結果、要医療という方がおられます。しかし、この方につきましては、必ずしも病院等にかかっておられない方がいらっしゃいますので、その方につきましては受診を進める、あるいは特定健診でまだ保健指導の対象にはなっていない方でも、部分的に見ますと今後なられる可能性があるという方につきましては、事前に予防するというところで保健指導を行うと。

こういう事業主体に行わせていただきます関係上、臨時雇い賃金、それから消耗品、役務費等の計上をお願いいたしております。それと、13節につきましては健康診断委託料でございますが、これは人間ドックの対象者が増加いたしました関係上、追加をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

基金積立金、9款でございます。今回、繰越金で1億円程度繰り越しをさせていただきましたが、そのうち24,000千円相当を基金の積み立てにさせていただきたいと思っております。ちなみに、現在の財政調整基金につきましては21千円でございますので、今回24,000千円程度を積み立てさせていただきまして、今後の保険給付費等の対応や歳入減に伴います財源の調整を図らせていただきたいと思いますとおるところでございます。

それから、21ページ、次のページでございます。

11款の諸支出金、償還金でございますが、これも過年度の部分でございます。精算によりまして返納金が生じております。これは支払基金のほうへ返納するということで18,921千円の追加をお願いいたしております。

主なものにつきましては以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第54号議案に対する健康福祉課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、続きまして老人保健特別会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。

補正額につきましては979千円、計の13,714千円でございます。

事項別明細書によりまして御説明をさせていただきますが、今回につきましては、一応、過年度分の精算によります追加、それから繰越金の確定に伴います追加ということで、内容的にはその2つでの歳入でございます。

歳出につきましては、その分、繰出金として一般会計へ繰り出しさせていただきますが、6ページの歳出の国県支出金等返納金がございます、その返納金と一般会計繰出金の支出ということで歳出は組ませていただいております。

老人保健会計につきましては以上でございます。

議長（酒井恵明君）

続いて、第55号議案に対する補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、後期高齢者医療特別会計の補正につきまして補足説明をさせていただきます。

補正額につきましては1,072千円でございます。合計の179,992千円でございます。

これにつきましても繰越金の確定ということが主な内容でございまして、その分につきましては一般会計のほうへ繰り出すということで歳出のほうも組ませていただいているところでございます。

簡単でございますけれども、補足説明にかえさせていただきたいと思っております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続いて、第56号議案に対する担当課長の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

第56号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

議案の49ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

今回8,700千円の追加をお願いしています。これはまちづくり交付金事業費の増によるものでございまして、充当率90%でございます。

次に、補正内容につきましては事項別明細書により説明をさせていただきます。事項別明細書をお願いします。

まず、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

6款1項1目、公共下水道基金繰入金の更正は、基金から繰り入れる人件費相当分の更正によるものでございます。

2目の汚水処理施設基金繰入金の追加は、汚水処理施設事業分の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

4ページをお願いします。

6款2項1目、公共下水道一般会計繰入金の追加は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引きによる追加と、まちづくり交付金事業費の増による追加でございます。

5ページをお願いします。

7款1項1目、繰越金の追加は、これは決算による追加でございます。

6ページをお願いします。

9款1項1目、公共下水道事業債の追加は、まちづくり交付金事業費の増によるものでござ

ざいまして、充当率90%でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いします。

1款1項1目、一般管理費の23節、償還金利子及び割引料の追加は、これは受益者負担金過年度分の還付金でございます。これは、申告者変更の申し出によるもので、変更前の申告者が平成20年度に納付した受益者負担金を還付するものでございます。

8ページをお願いします。

2款1項1目、公共下水道事業費でございます。まず、11節、需用費の追加は、処理場等の電気料の追加と、それからマンホールふた等の修繕料の追加でございます。13節、委託料の追加は、汚泥収集運搬業務と脱水ケーキ処分業務の追加でございます。15節、工事請負費の追加は、管更生事業工事費の追加と汚水管築造工事及び末端管整備事業工事費、そしてマンホール補修工事費の追加でございます。22節、補償補填及び賠償金の追加は、これは下水道工事に伴います水道管等移設費の追加でございます。

9ページをお願いします。

2款2項1目、污水处理施設事業費の追加は、これは処理場の電気料と、きやま台処理場の修繕料の追加でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

以上で各課長の補足説明が終わりましたので、次に平成20年度各会計の決算についての補足説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（高木英文君）

平成20年度各会計の決算についての補足説明をいたします。

まず、地方自治法に基づきまして、平成20年度一般会計及び国民健康保険などの特別会計の歳入歳出決算につきまして、8月3日から10日までの間で監査委員による決算に係る審査をしていただいております。

今回、各会計の決算の認定を受けるに当たり、政令で定める書類の実質収支に関する調書、財産に関する調書、歳入歳出関係の決算書、及び監査委員の意見書、その他として会計別決算総括表及び各会計の平成19、20年度款別決算額比較表等を提出しております。

それでは、実質収支に関する調書より説明させていただきますので、御用意をお願いいた

します。

1 ページ、一般会計でございます。

歳入総額6,574,162千円、歳出総額6,542,497千円で歳入歳出差し引き額は31,665千円ですが、放課後児童教室設置事業、都市公園遊具施設改修事業等の繰越明許費繰越額28,042千円を翌年度へ繰り越すべき財源がありますので、実質収支額は3,623千円となっております。

2 ページをお願いいたします。

国民健康保険特別会計で、実質収支額99,147千円となっております。

3 ページをお願いいたします。

老人保健特別会計で、実質収支額253千円となっております。

4 ページをお願いいたします。

平成20年度に創設された後期高齢者医療特別会計でございます。実質収支額1,072千円となっております。

5 ページをお願いいたします。

下水道特別会計で、実質収支額10,653千円となっております。

6 ページをお願いいたします。

次に、財産に関する調書でございます。

1、公有財産の(1)でございます。土地及び建物で、土地の主なものとしては、学校が基山小学校改築事業に伴いまして、基山中学校屋内運動場ふれあい館の用地979.06平米が減となり、基山小学校の用地となっております。

基肄城保存整備事業で2,986平米、自然環境保護用地として27,806平米を購入しております。

次に、右側でございます。建物についてでございます。平成20年度基山小学校校舎、共同調理場、プール新築工事、工事竣工によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

(2)は山林でございます。

(3)は有価証券で、人づくり振興基金、文化体育振興基金のうち、それぞれ50,000千円を5年、国債でしておりましたが、満期が来ましたので解約いたしまして定期預金にしております。

次に、(4)の出資による権利でございます。

上から9行目の佐賀県経済調査協会出捐金26千円の減につきましては、協会が解散されて設立時の出捐金等の残余財産につきましては、財団法人佐賀県地域産業支援センターへ寄附されたので、平成20年9月30日付で抹消してくださいとの通知が各首長にあります。また、一番下の行の地方公営企業等金融機構へ900千円の出資金を納めております。

8ページと9ページをお願いいたします。

平成20年度現在保有及び廃棄しました500千円以上の備品関係を計上しておりますので、お目通しをお願いいたします。

10ページをお願いいたします。

3の債権につきましては、育英資金貸付金が1,195千円、公共下水道受益者負担金が5,676千円の減となっております。

次に、4の基金についてでございます。

各基金の明細の表になっておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページからは、その他の資料として会計別決算総括表、各会計の款別決算額比較表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

十分精査をしていただきまして、認定いただきますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で平成20年度の各会計の決算についての補足説明が終わりましたので、これより監査委員による審査報告を求めます。濱田代表監査委員。

代表監査委員（濱田 慧君）（登壇）

それでは、審査報告をいたします。

平成21年8月3日から10日までのうちの6日間、後藤監査委員とともに決算審査を行いましたので、その結果を御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき審査に付された平成20年度基山町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道特別会計、以上5会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、関係帳簿並びに証拠書類等を照査確認するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取するなどの方法によって審査いたしました。

その結果、各会計の決算書、財産に関する調書、基金運用状況、ともに法令に規定された

様式に従って調整されており、決算計数に誤りがなく、違法な点は見受けられませんでした。

なお、関係諸帳表は証憑書類と合致しており、正確なものであるということを認めました。

以上、決算審査の報告を終わります。

議長（酒井恵明君）

本日の会議は、以上をもって散会といたします。

～ 午後 1 時 26 分 散会 ～